

鳥取市さじコスモスの館の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第215号）新旧対照表 第51条関係

改正後					改正前				
<p>○鳥取市さじコスモスの館の設置及び管理に関する条例</p> <p>平成16年10月19日 鳥取市条例第215号</p> <p>第1条～第15条（略）</p> <p>別表（第7条関係）</p> <p>1 宿泊料</p>					<p>○鳥取市さじコスモスの館の設置及び管理に関する条例</p> <p>平成16年10月19日 鳥取市条例第215号</p> <p>第1条～第15条（略）</p> <p>別表（第7条関係）</p> <p>1 宿泊料</p>				
区分		金額（1人1泊につき）			区分		金額（1人1泊につき）		
		1人利用の場合	2人利用の場合	3人以上利用の場合			1人利用の場合	2人利用の場合	3人以上利用の場合
本館和室	大人（中学生以上）	5,700円	5,300円	5,000円	本館和室	大人（中学生以上）	5,600円	5,200円	4,900円
本館洋室	大人（中学生以上）	7,200円	6,700円	/	本館洋室	大人（中学生以上）	7,100円	6,500円	/
別館和室	大人（中学生以上）	6,700円	6,200円		5,700円	別館和室	大人（中学生以上）	6,500円	
備考					備考				
1 小学生が利用する場合の宿泊料は、この表に定める額から200円を減じた額とする。					1 小学生が利用する場合の宿泊料は、この表に定める額から200円を減じた額とする。				
2 小学生未満の者が利用する場合の宿泊料は、1人1泊につき2,000円とする。					2 小学生未満の者が利用する場合の宿泊料は、1人1泊につき2,000円とする。				
3 金曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律					3 金曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律				

第178号)に規定する休日の前日並びに7月20日から8月11日まで及び8月17日から8月31日までの日に宿泊する場合(次項に定める場合を除く。)は、500円を加算する。

4 4月29日から5月5日まで、8月12日から8月16日まで、12月30日、12月31日及び翌年の1月1日から1月3日までの日に宿泊する場合は、1,000円を加算する。

5 団体で利用する場合(15人以上で利用する場合)の宿泊料は、1室4人以上の利用の場合に限り、1人1泊につき4,600円とする。

6 小学生、中学生又は高校生が団体で利用する場合(15人以上で利用する場合)の宿泊料金は、1室4人以上の利用の場合に限り、1人1泊につき4,000円とする。

7 宿泊者の利用時間は、午後4時から翌日の午前10時までとする。

第2項(略)

3 木工体験施設利用料

区分	金額
木工体験施設	1時間につき2,200円
備考 1時間未満は、1時間とする。	

第178号)に規定する休日の前日並びに7月20日から8月11日まで及び8月17日から8月31日までの日に宿泊する場合(次項に定める場合を除く。)は、500円を加算する。

4 4月29日から5月5日まで、8月12日から8月16日まで、12月30日、12月31日及び翌年の1月1日から1月3日までの日に宿泊する場合は、1,000円を加算する。

5 団体で利用する場合(15人以上で利用する場合)の宿泊料は、1室4人以上の利用の場合に限り、1人1泊につき4,500円とする。

6 小学生、中学生又は高校生が団体で利用する場合(15人以上で利用する場合)の宿泊料金は、1室4人以上の利用の場合に限り、1人1泊につき3,900円とする。

7 宿泊者の利用時間は、午後4時から翌日の午前10時までとする。

第2項(略)

3 木工体験施設利用料

区分	金額
木工体験施設	1時間につき2,100円
備考 1時間未満は、1時間とする。	